

議案第 3 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 9 7 号イ(ア)中「第 2 6 8 号」を「第 2 6 4 号、第 2 6 6 号、第 2 6 8 号」に改め、同条第 2 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

(212)の 2 建築基準法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例に係る認定の申請に対する審査

1 件につき 2 7, 0 0 0 円

第 2 条第 2 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(213)の 2 建築基準法第 5 3 条第 5 項第 4 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 3 3, 0 0 0 円

第 2 条第 2 1 6 号の次に次の 1 号を加える。

(216)の 2 建築基準法第 5 5 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円

第 2 条第 2 1 7 号中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 4 項各号」に改め、同条第 2 1 9 号の次に次の 1 号を加える。

(219)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する  
特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

第2条第248号の次に次の1号を加える。

(248)の2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に  
掲げる高度地区に関する都市計画に基づく建築物の高さに関する特例の許  
可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

第2条第249号中「（昭和43年法律第100号）」を削り、同条第264号ア(i)a中「人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分という」を「建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分という」に改め、「この号」の次に「、第270号及び第274号」を加え、同号ア(i)b中「人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分という」を「建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分という」に改め、「この号」の次に「、第270号及び第274号」を加え、同号ア(i)c中「住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分という」を「建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分という」に改め、「この号」の次に「、第270号及び第274号」を加え、同号イ(i)bを次のように改める。

b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

110,000円

(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

140,000円

(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

180,000円

(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

- |   |          |
|---|----------|
| 00平方メートル未満のもの                                   | 280,000円 |
| (e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  | 360,000円 |
| (f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 430,000円 |
| (g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの               | 500,000円 |

第2条第264号イ(イ)c(a)中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が適用される」を「基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている」に改め、「又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合」を削り、同号ウ(ウ)中「当該認定申請に係る一戸建ての住宅」を「場合」に改め、同号ウ(ウ)a及びbを次のように改める。

- a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 34,000円 |
| (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 38,000円 |
- b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
- |                           |  |
|---------------------------|--|
| (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの |  |
|---------------------------|--|

17,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

第2条第264号ウ(イ)aを次のように改める。

a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用さ

れる場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

i	1戸	34,000円
ii	2戸以上5戸以下	69,000円
iii	6戸以上10戸以下	97,000円
iv	11戸以上25戸以下	140,000円
v	26戸以上50戸以下	200,000円
vi	51戸以上100戸以下	280,000円
vii	101戸以上200戸以下	380,000円
viii	201戸以上300戸以下	500,000円
ix	301戸以上	590,000円

(b) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合

次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

i	1戸	17,000円
ii	2戸以上5戸以下	33,000円
iii	6戸以上10戸以下	47,000円
iv	11戸以上25戸以下	68,000円
v	26戸以上50戸以下	102,000円
vi	51戸以上100戸以下	155,000円
vii	101戸以上200戸以下	221,000円

viii 201戸以上300戸以下 285,000円

ix 301戸以上 325,000円

第2条第264号ウ(イ) b 中「場合」を「建築物」に改め、同条第266号ウ(ア)中「一戸建ての住宅の」を「場合の」に改め、同号ウ(ア) a 及び b を次のように改める。

a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

8,500円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

9,500円

第2条第270号ア(イ) a 中「(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分をいう。以下この号及び第274号において同じ。)」を削り、同号ア(イ) b 中「(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第274号において同じ。)」を削り、同号ア(イ) c 中「(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び第274号において同じ。)」を削り、同号イ(イ) b (a) 中「第4条第3項第1号」を「第13条第3項第1号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同号イ

(イ) c (a)中「第1条第1項第1号イ」を「第10条第1号ロ(1)」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同号ウ(ア)中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「場合」に改め、同号ウ(ア) a 及び b を次のように改める。

a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

38,000円

b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

第2条第270号ウ(イ) a を次のように改める。

a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

i 1戸 34,000円

ii 2戸以上5戸以下 69,000円

iii 6戸以上10戸以下 97,000円

iv	11戸以上25戸以下	140,000円
v	26戸以上50戸以下	200,000円
vi	51戸以上100戸以下	280,000円
vii	101戸以上200戸以下	380,000円
viii	201戸以上300戸以下	500,000円
ix	301戸以上	590,000円

(b) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合  
次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

i	1戸	17,000円
ii	2戸以上5戸以下	33,000円
iii	6戸以上10戸以下	47,000円
iv	11戸以上25戸以下	68,000円
v	26戸以上50戸以下	102,000円
vi	51戸以上100戸以下	155,000円
vii	101戸以上200戸以下	221,000円
viii	201戸以上300戸以下	285,000円
ix	301戸以上	325,000円

第2条第272号ウ(ア) a 中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「第270号ウ(ア)に掲げる場合」に、「第270号ウ(ア)」を「同号ウ(ア)」に改め、同号ウ(ア) b 中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「第270号ウ(ア)に掲げる場合」に、「第270号ウ(ア)」を「同号ウ(ア)」に改め、同条第274号ウ(ア) a 中「第270号ウ(ア)」を「第270号ウ(ア) a」に、「同号ウ(ア)」を「同号ウ(ア) a」に改め、同号ウ(イ) a (a) 中「第270号ウ(イ) a」を「第270号ウ(イ) a (a)」に、「同号ウ(イ) a」を「同号ウ(イ) a (a)」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第212号の次に1号を加える改正規定、同条第213号の次に1号を加える改正規定、同条216号の次に1号を加える改正規定、同条第217号の改正規定及び同条第219号の次に1号を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請等に係る手数料を新設すること、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において、簡素な基準を用いた場合の審査に係る手数料を定めること等のため、この条例を制定するものである。